

〒604-0982

京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568番地
京歯協ビル3階 つくし法律事務所 民谷弁護士

行せまた
行きた
いよ
ん

12月16日 衆院選 投票できなかった いつになったら 行けるのか

年末になって、いきなり衆議院が解散され、選挙がおこなわれました。

しかし被後見人の選挙権は、はく奪されたまま何の進展もありません。原告の田中さんは、悔しながら今回も選挙に行

くことができませんでした。
国会議員は、国民の選挙権を尊重しなければいけないのに、どう思っているのでしょうか。

1票を笑うものは、1票に泣く

日本弁護士会連合会が 選挙権侵害で 首相に勧告

日弁連総第130号

2012年(平成24年)12月25日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

日本弁護士連合会
会長 山岸憲司

勧告書

当連合会は、X及びY申立てに係る人権救済申立事件(2011年度第9号人権救済申立事件)につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

公職選挙法11条1項1号が成年被後見人の選挙権を一律かつ全面的に剥奪していることは、成年者による普通選挙を定めた憲法15条1項、同条3項に反しており、成年被後見人の選挙権を不当に侵害するものである。

よって、当連合会は、貴殿に対し、速やかに公職選挙法11条1項1号を削除する法改正を行うことを勧告する。

傍聴の心得

写真は禁止
ケータイは電源off

メモはOK。どんどんメモしよう

傍聴は、「おはようございます」の気持ちいいあいさつから



12月、冬の色どり
千両

京都訴訟 第8回公判 傍聴記

白杉 滋朗

選挙というものを私は、税金を使った壮大なアンケート調査であると考えています。いろいろな考えを幾人かの候補者の主張に集約させ、今後の政策や制度に反映させていくための調査ではないかと思うのです。一つの選挙で4人ほどの候補者が出れば、有権者は自分の考えに近い候補に投票し、最高点をとった方が当選します。35%、30%、20%、15%…もちろん35%の得票をした候補が当選となりますが、当選者の主張に??をつけた有権者が実は65%もいるわけです。政治家たる方は自分の主張をひたすら押し進めるのではなく、むしろ65%の市民に自らの主張を再々説明・説得し、場合によっては「反対派」の意見を取り入れながら政治を進めて頂きたいものです。先般行われた総選挙では、そのアンケート調査に参加しない有権者が40%以上もいたというのは驚きですし、こんな状態ではみんなで素敵な街をつくっていくことが出来るのだろうか?と不安になりました。

しかし、現在京都地裁に訴えられている「選挙権確認裁判」を傍聴して、このような選挙を通じて自らの意見を反映させ、街づくりに参加する権利を奪われている人々がいることを知りました。選挙権とはこの街に住むすべての人に、もともとあるはずのものです。原告となられた田中さんは成年後見の被後見人となることで、選挙権を奪われました。選挙権を奪った被告である「国」は、「被後見人になる人は選挙権を行使する能力がない」と主張します。しかし田中さん自身は、それまでと何も変わっていません。今までの田中さん…選挙に行き投票行動

をしていた田中さんまるごとを含めて、さまざまな理由で権利としての成年後見を受けられたわけです。

「私たちのことを私たち抜きで決めないで!」…だれもが認めるこの当たり前のことが、選挙という最も重要な機会で奪われている人たちがいます。そんな重要な事が起こっていることに、どうして国は気づかないのでしょうか?

全国で権利擁護を求める個人・団体や手をつなぐ育成会が、今回の裁判を支援しています。みんなが幸せになる制度づくりや政策は、出来る限り多くの人々の声を聴きながら作り上げられていくべきなのです。よほどの理由がない限り、選挙権を奪うことは許されません。多数の意見は少数意見に我慢を強いてはなりません。ましてや少数意見を「聞かない」などという事があってはならないのです。誰かを切り捨てつくられた制度や地域は、きっと脆弱な制度であり街になってしまうのではないのでしょうか。そう考えると目指すべき今回の裁判の勝利は田中さんの選挙権の回復のみならず、私たちみんなの今後を占うことになるように思います。裁判を起こした田中さんやこの運動を担う人々の思いを、この間の選挙で棄権されたすべての方々にとってほしいと裁判を傍聴しながら考えていました。

白杉 滋朗(しらすぎ しげお)
滋賀県 おおつ就業・生活支援センター所長
ねっこ共働作業所代表

12月26日(水)

午後2時

第101号法廷

傍聴者:81名

(傍聴満席)

天気:曇り ときどきみぞれ



京都年末風物詩
京都南座
まねきあげ

東京の裁判が、1月24日に結審します。
3月に、いよいよ判決か

京都は次回 第9回 2013年3月5日(火) 13時30分から 101号法廷